

『高校生通学費等助成制度』をご利用ください

高校生通学費等助成制度について

町では、高等学校に通学する生徒に係る経済的負担の軽減を図るため、通学定期券購入費や下宿費の一部を助成しています。

【対象者】

高等学校通学のため定期券を購入している生徒及び下宿（寮）生活している生徒の保護者

【助成要件】（次の要件のすべてを満たす方）

- ・本町に住所を有する方
- ・本町に納めるべき町税等に滞納がない方

※JR 出雲崎駅の無人化に伴い、購入場所の要件は廃止されました。

【助成対象経費】

- ・通学定期券は1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月定期が対象となりますが、6ヶ月定期相当額を基本として、6分の1の額を1ヶ月の基準額とします。（下宿等している場合も同様です）
- ・電車利用の場合は運賃のみとし、特急料金は対象外とします。
- ・バス利用の場合は通常運賃のみとし、高速バスは対象外とします。

【助成金の額】

年間8万円を上限とし、助成対象経費の30%以内を助成します。

【助成期間】

高等学校在籍期間

【申請期限】

申請期限は通学定期券有効期限までです。

【提出書類】

- ・高校生通学費等助成金交付申請書「毎回必要となります」
- ・購入した通学定期券の写し「毎回必要となります」
- ・在学証明書または生徒手帳の写し「年度当初のみ必要となります」
- ・助成金振込先金融機関通帳の写し「初回申請時及び変更時のみ必要となります」
- ・町税等納入状況に係る課税資料確認承諾書「毎回必要となります」

【提出方法】

教育委員会教育課（中央公民館内）へ持参または郵送してください。

※提出書類の「交付申請書」と「課税資料確認承諾書」は町ホームページからダウンロードすることができます。

【提出・問い合わせ先】 〒949-4342 新潟県三島郡出雲崎町大字米田 281 番地 1

教育委員会 教育課 庶務学校教育係

電話 0258-78-2250